

吉見町新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）の概要

1. 新型インフルエンザ等行動計画改定の趣旨

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条の規定に基づく、新型インフルエンザ等が発生した場合に備え、平時の準備や感染症発生時の対策内容を示した計画。
※町行動計画はH26.11策定
- 新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、令和6年7月に政府行動計画が抜本的に改定。県行動計画は、政府行動計画の改定内容を踏まえ令和7年3月に改正。国・県の改定の内容を踏まえ町行動計画の改定を行う。
- 今後は、おおむね6年ごとの政府行動計画改定にかかる検討を踏まえて、必要に応じて町行動計画の見直しを行う。

2. 町行動計画の目的（現行計画から変更なし）

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する

- ・感染拡大を抑えて流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
- ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な治療を受けられるようにする。
- ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

(2) 町民生活および地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする

- ・感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、町民生活及び社会経済活動への影響を軽減する。
- ・地域での感染対策等により、欠勤者数の数を減らす。
- ・事業継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務又は町民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

3. 町行動計画の対象感染症

特措法上「新型インフルエンザ等」と定義される以下のもの

①新型インフルエンザ等感染症

新型インフルエンザ・再興型インフルエンザ

新型コロナウイルス感染症・再興型コロナウイルス感染症

②指定感染症

当該疾病にかかった場合の症状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの

③新感染症

全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの

4. 町行動計画改定のポイント

(1) 政府行動計画や県行動計画の改定及び新型コロナ対応の

教訓を踏まえ、計画を抜本的に改定

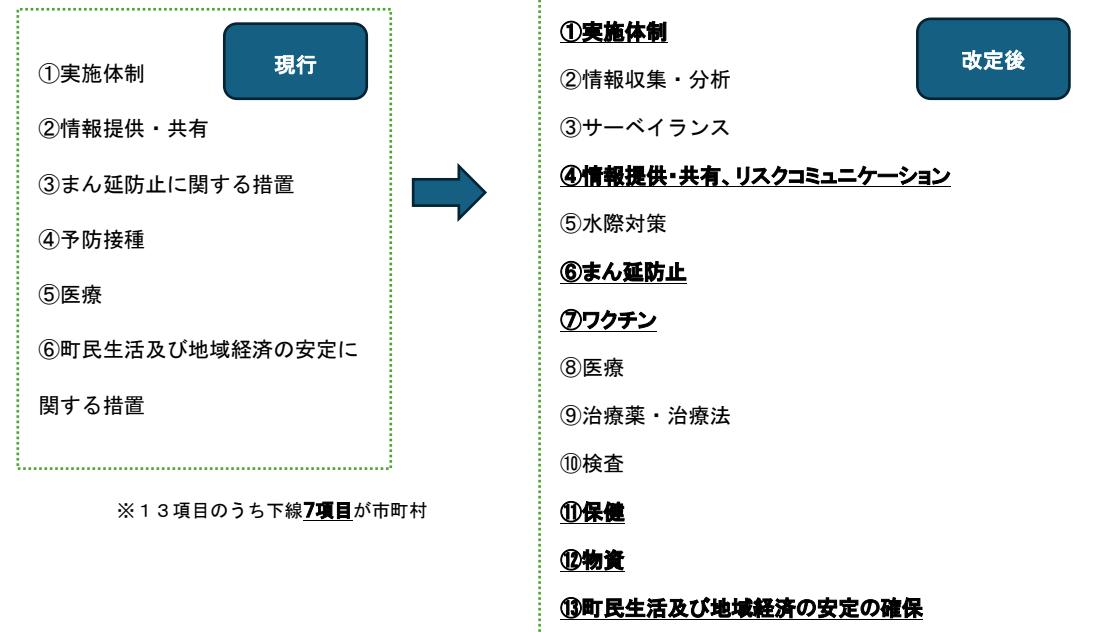
(2) 対策項目が拡充され（6項目→13項目）、そのうち7項目を市町村の計画に反映

※保健所設置市以外

(3) 対策項目ごとに3区分(準備期・初動期・対応期)に再設定の上、準備期に取組を充実

(4) 平時から感染症等に関する普及啓発、偏見・差別等の防止や偽・誤情報対策も含めたリスクコミュニケーションの在り方を整理

(5) 町民に対する予防接種の実施について具体的な対応を明記



5. 7項目の主な取組

対策項目		準備期 (発生前段階)	初動期 (感染症発生段階)	対応期 (封じ込めを念頭に対応)
1	実施体制	関係機関の役割を整理し、有事に機能する組織・連携体制及び訓練を実施	準備期間の検討等に基づき、町及び関係機関における対策の実施体制を強化・迅速な対応	各対策の実施状況に応じて、柔軟に実施体制を整備し、見直しを実施
2	情報提供・共有・リスクコミュニケーション	町民等の感染症に関するリテラシーを高め情報提供・共有に関する認知度・信頼度を向上	感染拡大に備えて、町民に新たな感染症の特性や対策等の適格な情報提供・共有を実施	町民の関心事項を踏まえ、対策に対する町民の理解を深め、適切な行動に促す
3	まん延防止	まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、町民等の理解促進に取り組む	町内でのまん延防止時に、迅速な対応が取れるよう、準備等を実施	まん延防止対策を講じ、医療のひっ迫を回避し、町民の生命及び健康を保護
4	ワクチン	国や県、医師会、医療機関等と連携し、円滑な接種が実現できるよう必要な準備を実施	医師会、医療機関等と連携し、接種会場や医療従事者の確保など接種体制を構築	構築した接種体制に基づき、迅速に接種を実施
5	保健	連携校議会等を活用し、多様な関係機関との連携体制を構築	県等の予防計画や健康危機対処計画等に基づき、有事体制への移行準備を推進	県等の予防計画や健康危機対処計画等に基づき求められる業務に必要な体制を確保
6	物資	感染症対策物資等の備蓄等、必要な準備を適切に実施	町民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐため、必要な感染症対策物資等を確保	初動期に引き続き、感染症対策物資等の需給状況の確認、生産要請等を適切に実施
7	町民生活及び地域経済の安定の確保	事業者及び住民等に適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨	事業者及び町民等に、感染症等必要となる可能性のある対策の準備等を呼びかけ	準備期での対応を基に、町民生活及び社会経済活動の安定を確保するための取組を実施

(参考) 対策時期の考え方

現行計画	未発生期	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
改定後	準備期	初動期	対応期		
			封じ込めを念頭に 対応する時期①	病原体の性状 等に応じて対応す る時期②	ワクチンや治療薬等に より対応力が高まる時 期③

対策時期		対応時期の変更にかかる考え方
準備期	発生前の段階	従来計画では、 <u>平時からの準備についての記載が不充分</u> であったため、各項目毎に準備期を独立させて <u>記載の充実</u> を図るよう変更された。
初動期	感染症の急速なまん延およびその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間	コロナ対応を踏まえ、グローバル化により新型インフルエンザ等がすぐに世界中へ拡散する可能性が高まっているため、海外発生期と国内発生早期の違いがほとんど無くなっていることなどから、 <u>ウイルスの性状が分からない段階でも実施する項目</u> を初動期に位置付けるよう変更された。
対応期	基本的対処方針に基づく対応が実行されて以降	過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定した幅広く対応できるシナリオとし、 <u>適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とする</u> よう変更された。